

平成 28 年度 第 1 回 松田町地域公共交通会議 次第

日 時 11 月 7 日(月) 15:00~

場 所 町役場 4 階 4 A B 会議室

1 開 会

2 副町長あいさつ

3 会長・副会長選任

4 会長あいさつ

5 協 議 事 項

- (1) 新松田・寄便の神山経由の取扱い
- (2) 寄方面にかかる終バス時間繰り下げの検討

6 報 告 事 項

- (1) 松田町地域公共交通対策

7 そ の 他

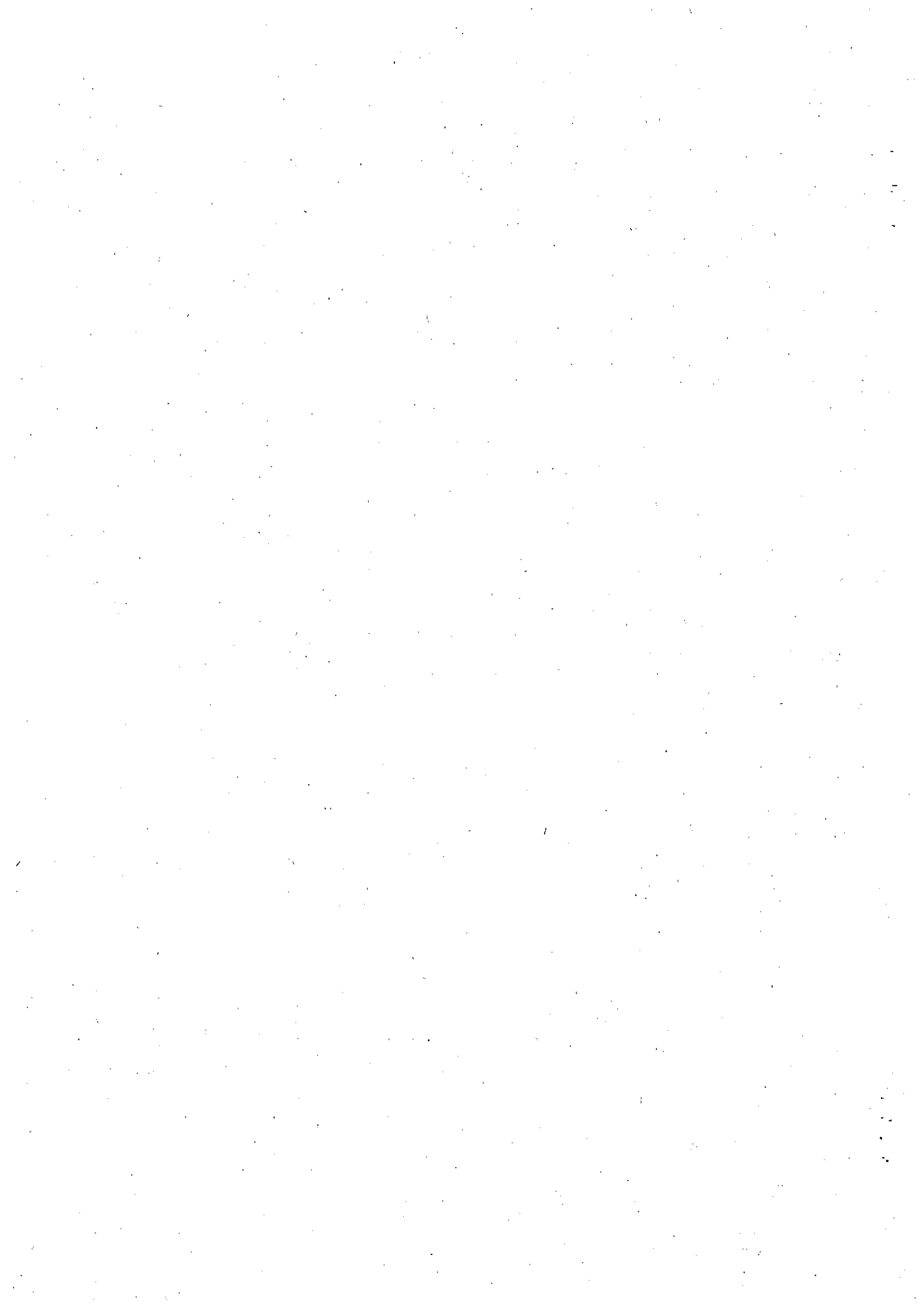
8 閉 会



# 平成28年度 第1回 松田町地域公共交通会議名簿

(敬称略・順不同)

No.	組 織	氏 名	出欠席	代理氏名
1	萱沼自治会	飯山 晴比古	出席	
2	弥勒寺自治会	熊澤 哲	出席	
3	中山自治会	井澤 洋	欠席	
4	土佐原自治会	小宮 茂	欠席	
5	宇津茂自治会	亀井 久男	欠席	
6	大寺宮地自治会	中津川 定雄	出席	
7	虫沢田代自治会	山岸 榮市	欠席	
8	湯の沢自治会	渡辺 昇	欠席	
9	神山自治会	中村 宏	出席	
10	かなん沢自治会	矢後 幸一	欠席	
11	中里自治会	-	欠席	
12	城山自治会	松島 明夫	欠席	
13	松田町PTA連絡協議会	澁谷 洋一	欠席	
14	松田町社会福祉協議会	菅谷 一夫	出席	
15	足柄上商工会松田支部松田町商工振興会	秋田谷 光彦	出席	
16	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	小泉 孝行	出席	
17	富士急湘南バス株式会社	志村 公聖	出席	
18	神奈川県タクシー協会小田原支部	尾登 慎一郎	代理出席	岩井 照夫
19	学識経験者	古館 信生	出席	
20	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	三上 弘良	出席	
21	神奈川県県土整備局都市部交通企画課	福島 温	代理出席	金岡 知世
22	神奈川県県西土木事務所	市川 喜久男	代理出席	松田 和幸
23	神奈川県松田警察署	鎌田 耕造	代理出席	佐々木 琢磨
24	松田町自治会長連絡協議会	辻村 進一	出席	
25	松田町副町長	田代 浩一	出席	
26	松田町総務課	小林 賢吾	出席	
27	松田町福祉課	太田 ゆかり	出席	
28	松田町観光経済課	山口 洋一	出席	
29	松田町まちづくり課	高橋 英雄	出席	
30	松田町教育課	小田 隆	出席	
31	松田町安全防災担当室	石井 久	出席	
32	松田町定住少子化担当室	鈴木 英幸	出席	
事 務 局 (政策推進課)		課長 吉田 利光		
		係長 柳澤 一郎		
		主査 重野 寿利		
		主任主事 出口 純章		



## 松田町地域公共交通会議設置要綱

制定：平成 22 年 2 月 1 日  
一部改正：平成 22 年 6 月 28 日  
一部改正：平成 23 年 5 月 12 日  
一部改正：平成 24 年 4 月 1 日  
一部改正：平成 25 年 4 月 1 日  
一部改正：平成 26 年 10 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づき、松田町における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等を行うため、松田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

## (協議事項)

第 2 条 交通会議は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

## (交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の構成員は、別表第 1 に掲げる団体等が推薦をした者及び別表第 2 に掲げる職にある者又はこれらの者が指名する者並びに学識経験者をもって組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

- 2 構成員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の数及び選任)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監 事 2名
- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 監事は、構成員のうちから会長が委嘱する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は出席構成員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、松田町政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

団体等
松田町萱沼自治会
松田町弥勒寺自治会
松田町中山自治会
松田町土佐原自治会
松田町宇津茂自治会
松田町大寺宮地自治会
松田町虫沢田代自治会
松田町湯の沢自治会
松田町神山自治会
松田町かなん沢自治会
松田町中里自治会
松田町城山自治会
松田町 PTA 連絡協議会
松田町社会福祉協議会
松田町商工振興会
神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
富士急湘南バス ㈱
神奈川県タクシー協会小田原支部

## 別表第 2 (第 3 条関係)

職 名
学識経験者
国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
神奈川県県土整備局都市部交通企画課長
神奈川県県西土木事務所長
神奈川県松田警察署長
松田町自治会連絡協議会長
松田町副町長
松田町総務課長
松田町福祉課長
松田町まちづくり課長
松田町教育委員会教育課長
松田町観光経済課長
安全防災担当室長
定住少子化担当室長



## 新松田・寄便の神山経由の取扱い

### 1 前提

- 「蛇塚の交差点で、踏切方向から来る大型トラックと対面したため、バスとトラック双方ともに身動きが取れなくなった」との報告が町にあったことから、富士急湘南バスに調査を依頼。
- 富士急湘南バスとしても、課題として認識しており、神山経由をやめて、籠場経由1本にしたいという意向がある。
- 町からの要望があつて、神山経由としているが、狭い道路を通行しなくてはならない上、利用実態も少ないのが現状である。籠場経由だけにすれば、「運行時間も5分早くなり、利用者の利便性も向上する」との回答を富士急湘南バスよりもらっている。
- ※ 処分場が蛇塚の交差点付近に移転予定であるため、今後、大型車の往来が激しくなり、バスと大型車のすれ違いにかかるリスクは増えてくると想定される。

### 2 現状の神山経由の運行本数

#### 【新松田駅→寄】

分類	内訳	合計
平日	6便/1日×5日(月曜日～金曜日)	30便
土休日	6便/1日×2日(土曜日、日曜日)	6便
土曜日のみ	2便/1日×1日(土曜日のみ)	2便
合計		38便

#### 【寄→新松田駅】

分類	内訳	合計
平日	6便/1日×5日(月曜日～金曜日)	30便
土休日	6便/1日×2日(土曜日、日曜日)	6便
土曜日のみ	2便/1日×1日(土曜日のみ)	2便
合計		38便

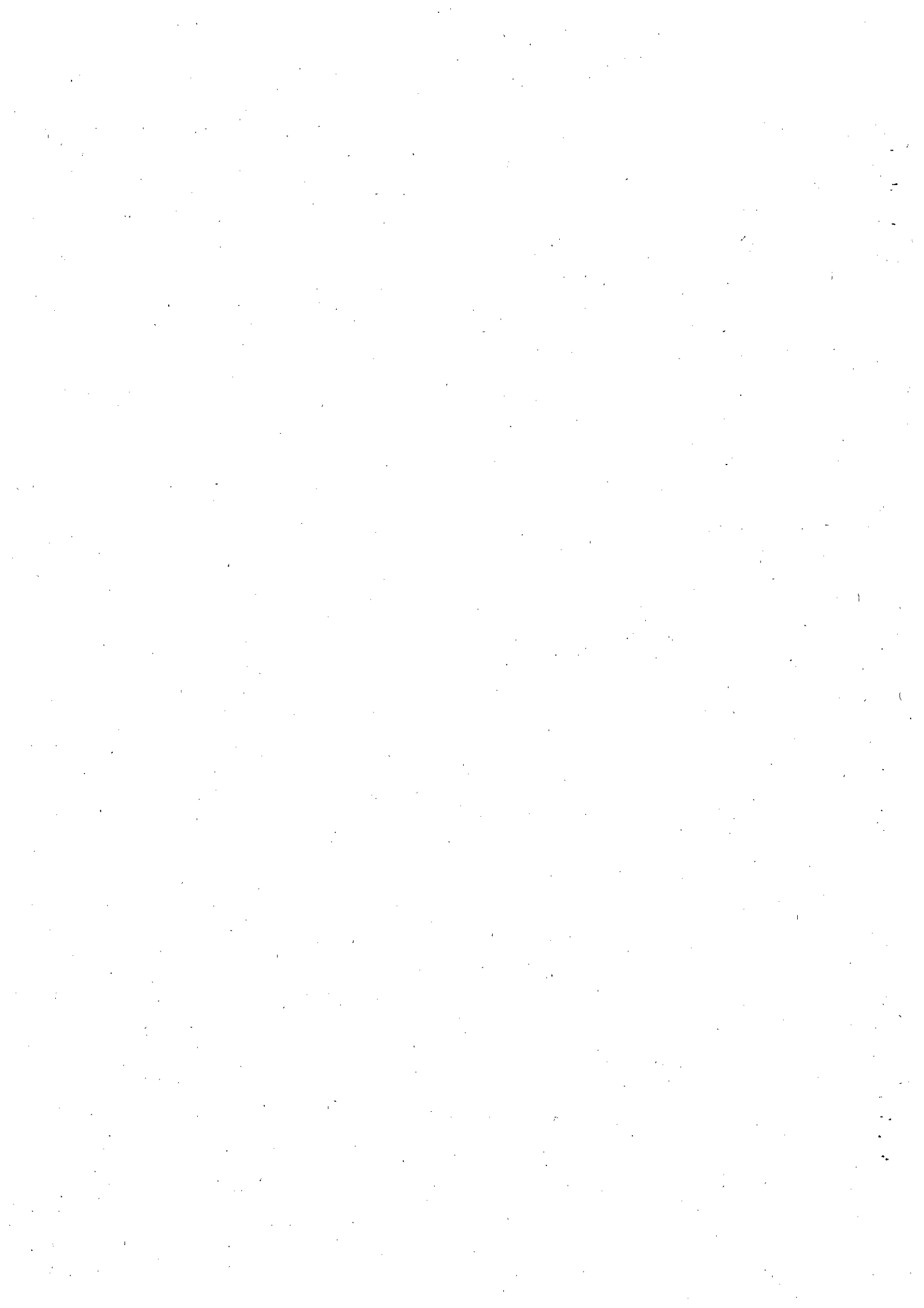
### 3 乗車人員の乗降調査結果(別紙参照)

- 9月5日から9日の間に、「神山」、「神山中」、「神山上」、「神山滝」で乗降調査を実施。
  - I) 新松田駅→神山→寄線：5日間の総合計は乗車人員0人、下車人員13人。
  - II) 寄→神山→新松田駅線：5日間の総合計は乗車人員13人、下車人員7人。

### 4 対応方針(案)

- (1) 神山経由を廃止し、籠場経由1本とする。
- (2) 神山経由の本数を少なくし、籠場経由の本数などを増やす。
- (3) 現状維持とし、利用実態を踏まえ、廃線を含めた検討を継続して行う。

以上



# 新松田駅→神山→寄線

乗降調査

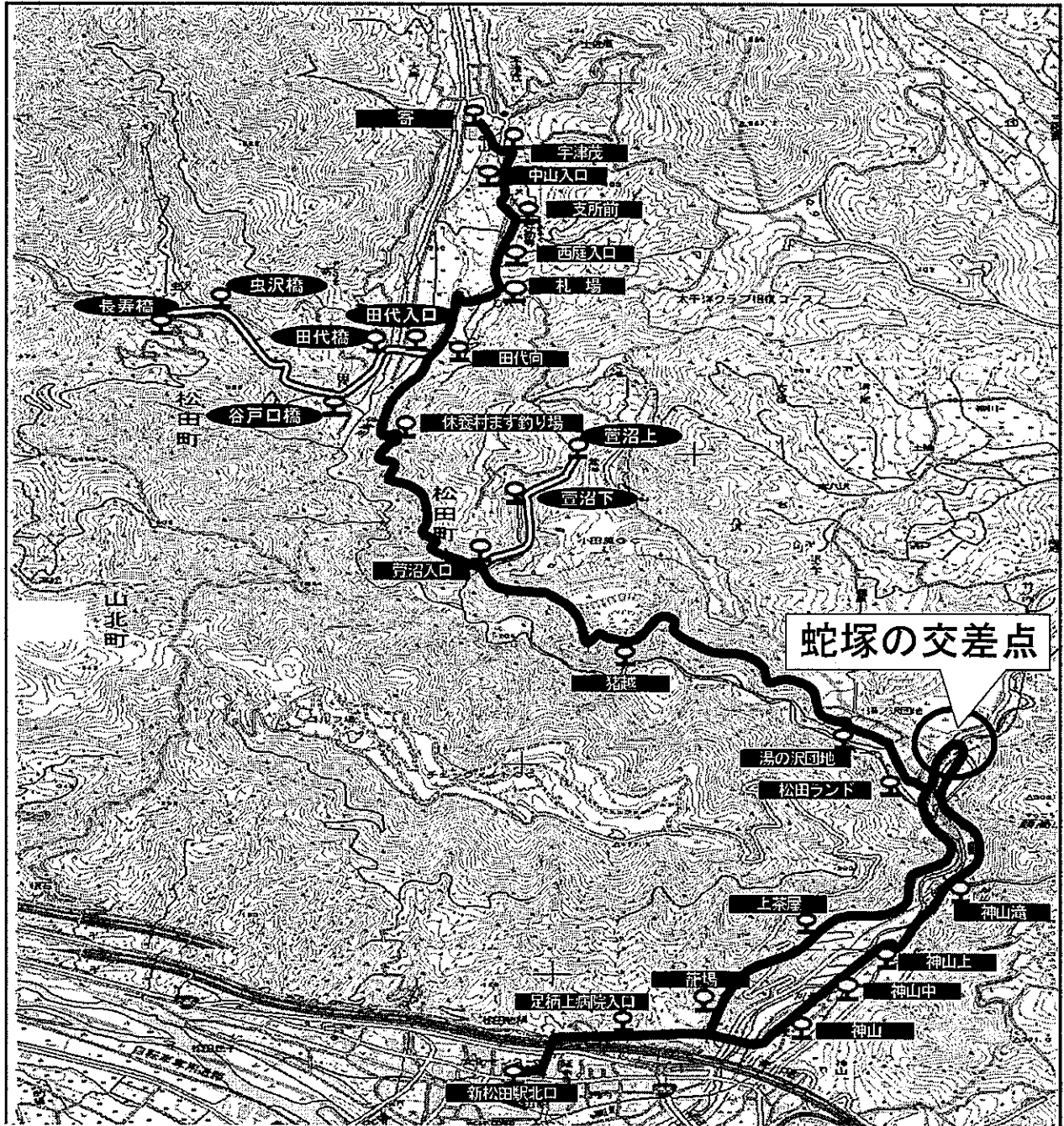
往路	実施日 停留所名	9/5(月)		9/6(火)		9/7(水)		9/8(木)		9/9(金)		時間別合計	
		乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員
9:05発	神山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9:40発	神山滝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10:55発	神山上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	神山滝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12:10発	神山中	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	4
	神山上	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	神山滝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13:05発	神山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13:50発	神山滝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1日合計	神山上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山滝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山	0	2	0	4	0	2	0	0	0	0	0	9
総合計	神山中	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	神山上	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	5	0	5	0	2	0	0	0	1	0	13

乗降調査

寄→神山→新松田駅線

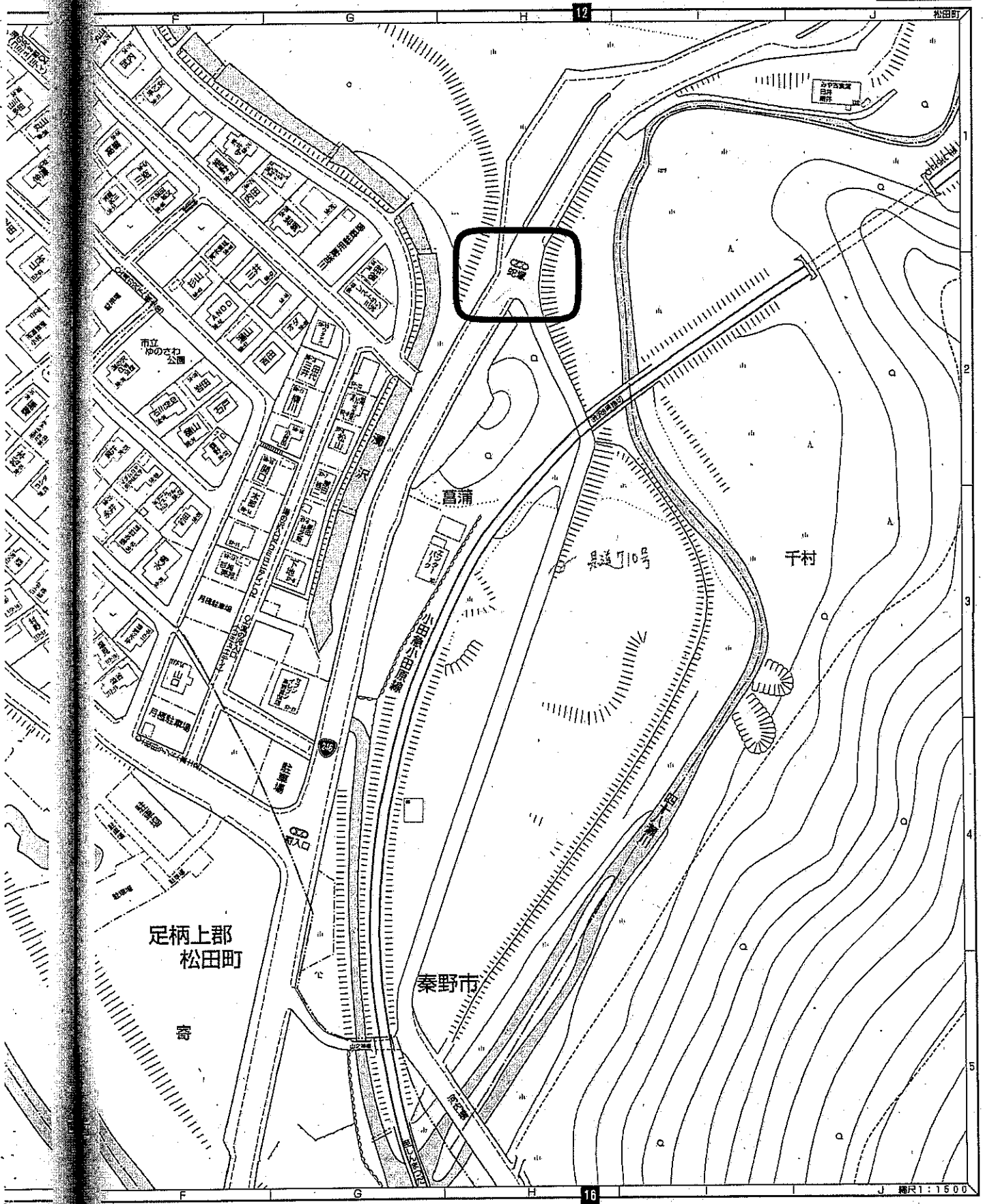
復路	実施日 停留所名	9/5(月)		9/6(火)		9/7(水)		9/8(木)		9/9(金)		時間別合計	
		乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員	乗車人員	下車人員
9:40発	神山瀧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山上	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	神山中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10:15発	神山	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	5	1
	神山瀧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11:30発	神山中	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	神山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山瀧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12:45発	神山上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1	4
13:40発	神山瀧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14:45発	神山	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	神山瀧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神山上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1日合計	神山中	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	神山	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	神山瀧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合計	神山中	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	1
	神山	3	1	1	0	1	0	2	0	2	5	9	6
		4	1	2	0	1	0	2	0	4	6	13	7

# 路線図

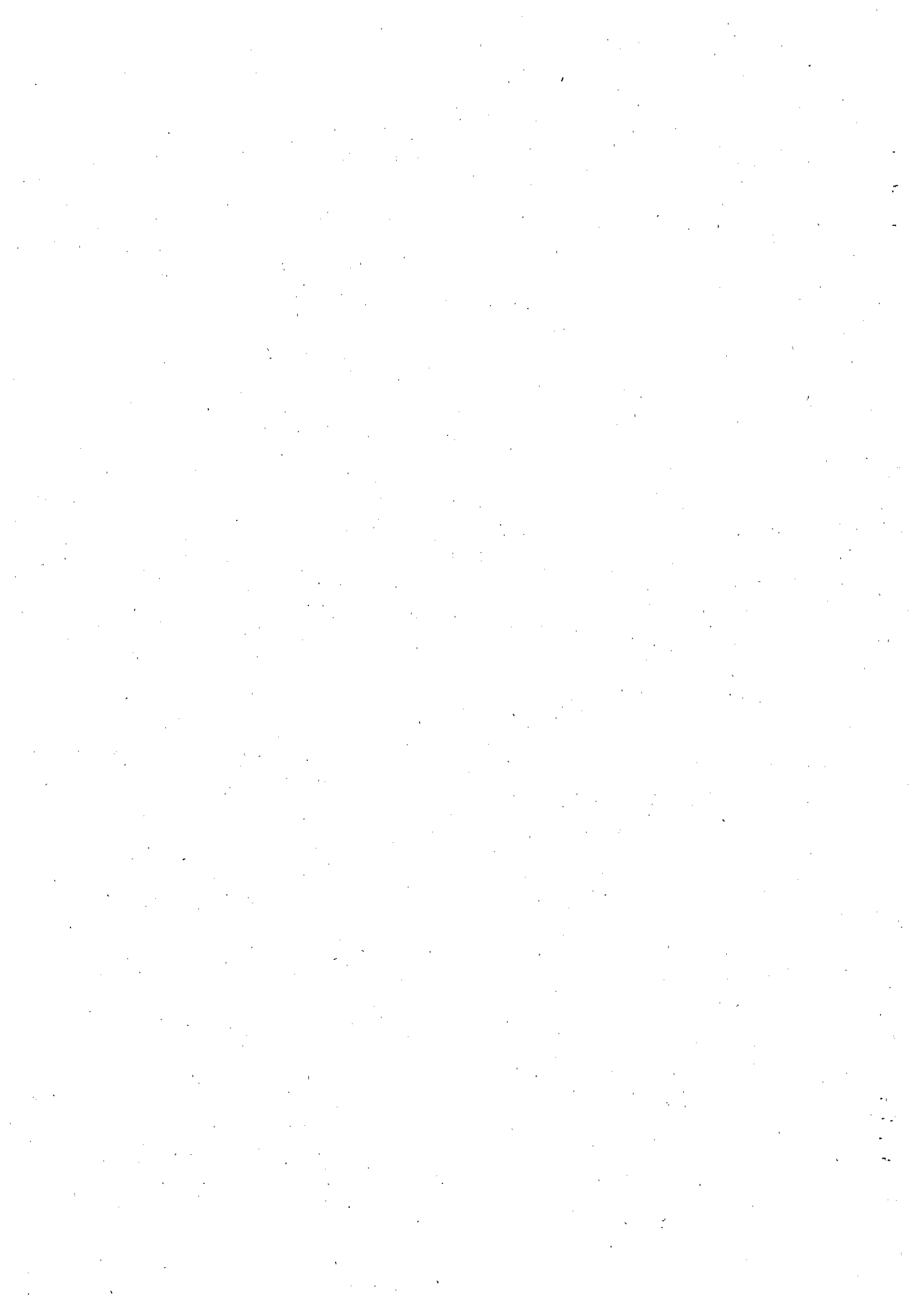




11	12
14	15
	16

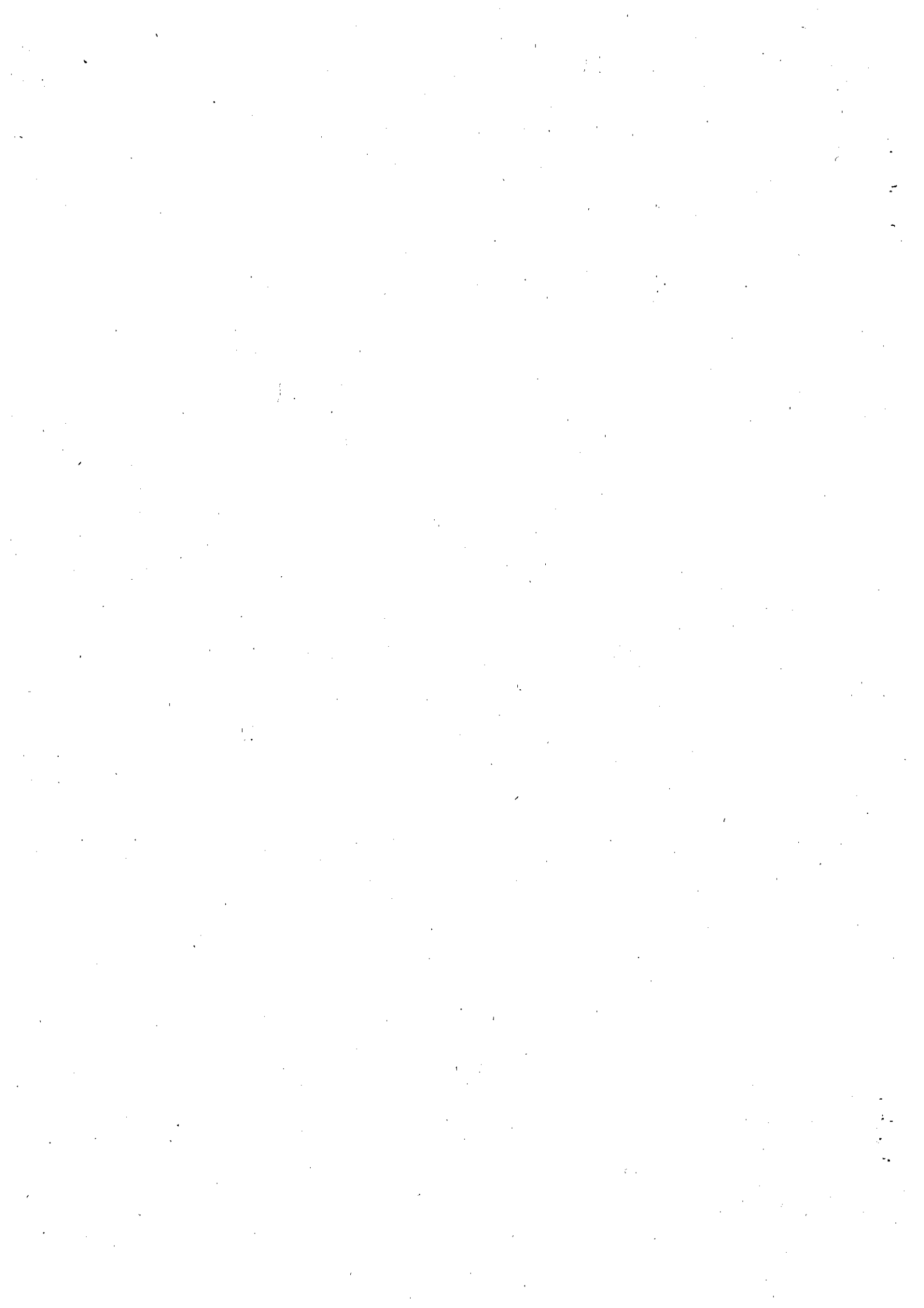


1997 国土院蔵 国土地院蔵地図 155001701 (1997.01.21)









## 寄方面にかかる終バス時間繰り下げの検討

## 1 前提

- 新松田駅→寄便については、金曜日の 22:40 便を除けば、21 時前に終バスとなっており、塾帰りの学生や仕事終わりのサラリーマンが寄方面に帰る際、家族に迎えに来てもらうなどの対応をせざるを得ない状況となっている。
- 地域ニーズを踏まえた、運行体制とする必要があることから、終バス時間の繰り下げに関して、検討を行うものです。

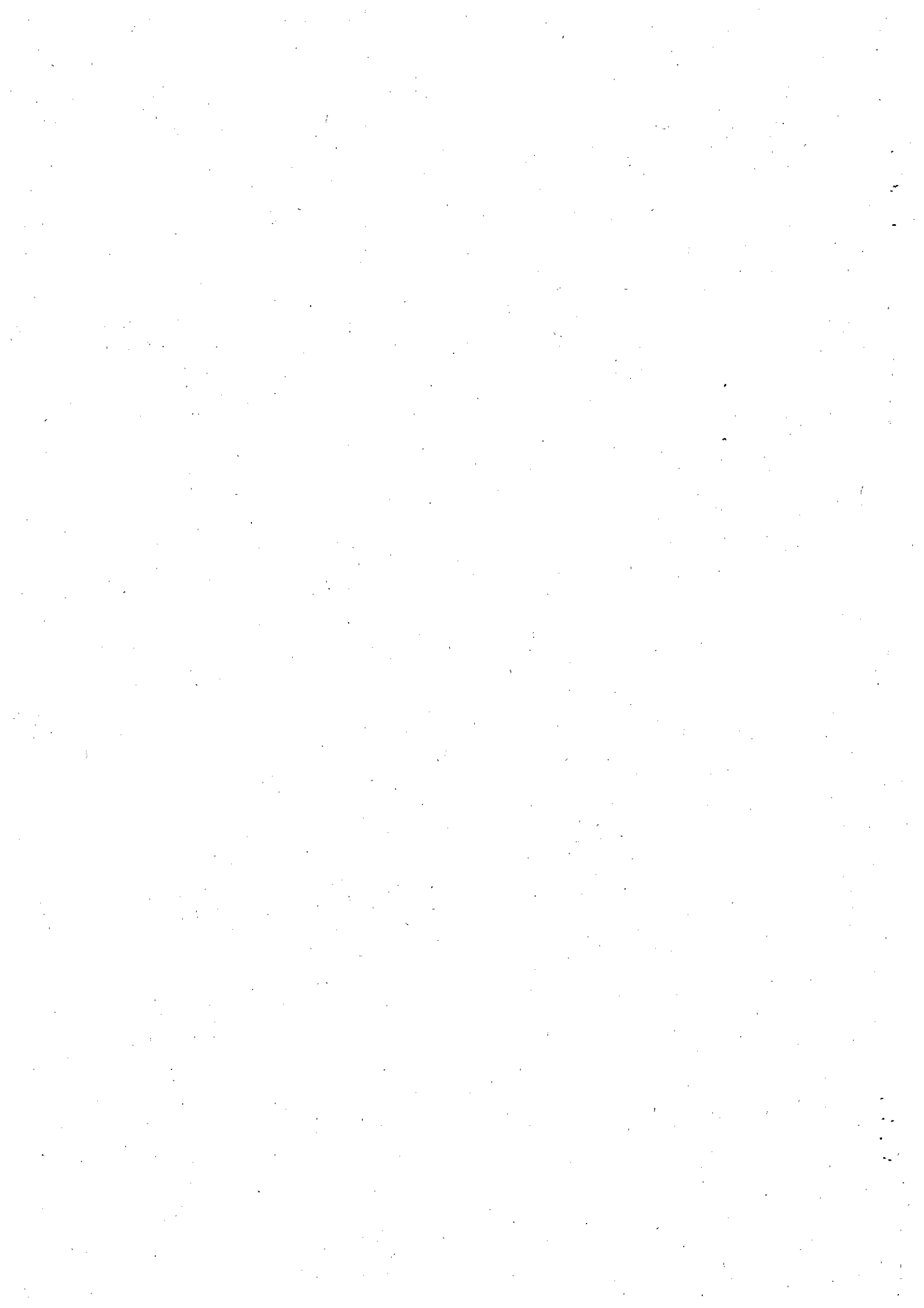
## 2 【新松田駅→寄】の最終便の時間帯

分類	「新松田駅」発	「寄」着
平日	20:55	21:20
金曜日のみ	22:40	23:05
土休日	19:20	19:45

## 3 対応方針（案）

- (1) 月曜日～木曜日についても、21 時以降に寄方面へ終バスを走らせるよう、運行体制の見直しを行う。
- (2) 金曜日が 22:40 発の終バスがあることから、試験的に金曜日のみ、21 時台のバスを寄方面へ増便し、乗車人員等の実績を踏まえて、他の曜日についても、21 時台のバス導入に向けて、検討を進める。
- (3) 当面は、現状のままの運行体制とし、地域ニーズなどの把握に努めることとする。

以上



# 新松田駅 ⇒ 寄 (やどりき)

## 平日時刻表

新松田駅 からの 運賃 (大人)	系統番号	松51	松51
	バス停名/行先	寄	寄
		月曜日～木曜日	金曜日
・ ・ ・ ・	新松田駅	<b>20:55</b>	<b>22:40</b>
<b>150円</b>	足柄上病院入口	<b>20:57</b>	<b>22:42</b>
<b>150円</b>	神山	↓	↓
<b>170円</b>	上茶屋	<b>21:00</b>	<b>22:45</b>
<b>220円</b>	松田ランド	<b>21:02</b>	<b>22:47</b>
<b>250円</b>	湯の沢団地	<b>21:03</b>	<b>22:48</b>
<b>250円</b>	湯の沢上	↓	↓
<b>370円</b>	萱沼入口	<b>21:07</b>	<b>22:52</b>
<b>370円</b>	萱沼上	↓	↓
<b>430円</b>	休養村ます釣場	<b>21:10</b>	<b>22:55</b>
<b>460円</b>	長寿橋	↓	↓
<b>460円</b>	田代向	<b>21:13</b>	<b>22:58</b>
<b>520円</b>	支所前	<b>21:16</b>	<b>23:01</b>
<b>520円</b>	土佐原公民館	↓	↓
<b>520円</b>	寄	<b>21:20</b>	<b>23:05</b>

# 新松田駅 ⇒ 寄 (やどりき)

## 土休日時刻表

新松田駅 からの 運賃 (大人)	系統番号	松51
	バス停名/行先	寄
.....	新松田駅	19:20
150円	足柄上病院入口	19:22
150円	神山	↓
170円	上茶屋	19:25
220円	松田ランド	19:27
250円	湯の沢団地	19:28
250円	湯の沢上	↓
370円	萱沼入口	19:32
370円	萱沼上	↓
430円	休養村ます釣場	19:35
460円	長寿橋	↓
460円	田代向	19:38
520円	支所前	19:41
520円	土佐原公民館	↓
520円	寄	19:45

## 松田町地域公共交通対策

## ① &lt;バス通学定期券助成事業&gt;

町では、平成 21 年 8 月から路線バスの利用者増加と送迎車両の減少による駅前広場の交通緩和などを目的として、小中学生、高校生を対象とした通学定期券の購入費補助を開始し、同年 10 月からは対象を大学、大学院、短期大学、専門学校生まで補助対象を拡大して取り組んできました。

これは、町と富士急湘南バスが、通学定期券の購入費をそれぞれ 3 分の 1 ずつ負担し、利用者の皆様は残りの 3 分の 1 の負担で済むよう購入費を軽減する事業です。

## ○バス通学定期券助成利用状況

## (1)住所別(単位：人)

年度	利用者数	住 所			
		寄	神山	惣領	庶子
26	70	65	0	4	1
27	68	66	0	1	1

## (2)利用者学校種別(単位：人)

年度	利用者数	住 所			
		小学校	中学校	高校	大学等
26	70	7	10	41	12
27	68	8	8	34	18

②<高齢者バス定期券(まちなりばす 65)助成事業>

高齢者(65歳以上)に優しく、路線バスより廉価なバスを実現するため、町独自の「シルバー定期券」を導入し、購入費助成(補助率 1/3)を行うもの。

平成 24 年 10 月 1 日より開始。

【特徴】(1)松田町内を運行する富士急湘南バスが乗降自由(乗降が町内に限る)

(2)通常料金 21,600 円を 1/3 ずつを町及び富士急湘南バス(株)が負担

(個人負担は 7,200 円のみ)

○松田町高齢者定期券(まちなりばす 65)助成利用状況

(1)住所別(単位：人)

年度	利用者数	住 所				
		寄	神山	惣領	庶子	町外
26	131	116	0	4	6	5
27	129	116	0	5	6	2

(2)年齢別：年齢はバス発行日現在(単位：人)

年度	利用者数	年 齢 別					
		65~70	~75	~80	~85	~90	90~
26	131	39	26	30	27	9	0
27	129	34	36	26	26	7	0



平成 28 年 11 月 7 日

## 寄線の一部見直しについて

富士急湘南バス株式会社

### 1 長寿橋 5 : 50 発の新松田駅行きの始発停留所の変更について

- 長寿橋 5 : 50 発の長寿橋からの乗車人員は、直近の流動調査の結果（9 月 26 日～9 月 30 日）では 0 人であります。
- 以前は 1 名の乗車がありましたが、現在は 0 人であることから、始発停留所を寄とすることを提案します。（29 年 4 月目途）

### 2 新松田駅発 18 : 05～寄行き、寄発 18 : 35～新松田駅行きの減便について

- 新松田駅発 18 : 05～寄行きは 4.5 人/便、寄発 18 : 35～新松田駅行きは 0.7 人/便という状況です。（28 年 4 月以降の傾向）
- 当該便の前後にはそれぞれ既存の時刻があることから、当該便を減少（29 年 4 月目途）することによる利用者への影響は少ないものと思料します。

以上

